

災害対策基本法の一部改正等を踏まえた

「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針(令和2年7月改訂)(令和3年3月一部改訂)」の一部改訂について

1 「災害対策基本法の一部を改正する法律」等について

令和元年台風第19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下で、避難情報や高齢者等の避難について検討が行われ、避難勧告及び避難指示の取扱い、高齢者等の避難の実効性確保等に関する報告書が取りまとめられた。

令和3年度5月10日に災害対策基本法の一部を改正する法律が公布され、5月20日に施行された。法改正により、関連する指針やガイドラインも改定された。

2 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針の一部改訂事項

法等の内容を踏まえ、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針（以下「指針」という。）の令和3年8月に一部改訂を行った。

① 避難勧告・避難指示の一本化

⇒風水害時の対応については、現行の指針においても、早目の避難準備・避難開始を促す内容となっているが、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」による新たな避難情報の変更に伴い、避難情報の名称や文言の整理を行った。

② 個別避難計画の作成(区市町村の努力義務)

⇒現行の指針では、既に計画の作成を区市町村が取り組むべき事項として位置づけているが、今回の法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務となったことを追記するとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改定）」の改定のポイントを踏まえ、追加が必要と考える事項を反映した。

【追記した事項】

- ・個別避難計画の作成は、災害対策基本法において、区市町村の努力義務となったこと
- ・個別避難計画の作成、避難支援関係者等への情報提供などについて、避難行動要支援者に説明し、同意を得ること
- ・地域における支援者
- ・個別避難計画は、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、避難支援等関係者に対し、その結果について法的な責任や義務を負わせるものではないこと
- ・個別避難計画情報を共有する関係者（避難先となる施設の管理者等）
- ・個別避難計画情報等の共有方法